## 新旧対照表

反映箇所	新	IΒ
P108-110	6.2 海洋環境の保全上の障害が生じる恐れの監視体制について	6.2 海洋環境の保全上の障害が生じる恐れの監視体制について
	(略)	(略)
	上記の監視計画については、「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄する海	上記の監視計画については, <u>別紙 - 2</u> 「特定二酸化炭素ガスの海底下廃
	域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る	棄する海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計
	事項」で詳述する。	画に係る事項」で詳述する。
	なお、「特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさ	なお、「特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさ
	せるおそれがある程度の地層内圧力の変化が認められた場合」は、通常	せるおそれがある程度の地層内圧力の変化が認められた場合」は、通常
	時監視における坑内圧力の監視で、あらかじめ設定する範囲から外れた	時監視における坑内圧力の監視で、あらかじめ設定する範囲から外れた
	場合や事前に予測した挙動から外れた急な変化が観測された場合が該当	場合や事前に予測した挙動から外れた急な変化が観測された場合が該当
	し、「実施する措置」は、圧入の停止となる。また「特定二酸化炭素ガス	し、「実施する措置」は、圧入の停止となる。また「特定二酸化炭素ガス」
	が海洋に漏出した場合」は,通常時監視の確認調査 (現地概況調査及び	が海洋に漏出した場合」は、通常時監視の確認調査で移行基準の超過が
	現地詳細調査)を実施し、海水または気泡の 14C 分析の結果により特定	<u>確認された</u> 場合が該当し、「海洋環境の保全上の障害を除去又は緩和するために実施する措置」は、圧入の停止となる。圧入の停止後は、直ち
	<u>二酸化炭素ガスの漏出またはそのおそれが生じていると判断された</u> 場合	るために美施する指直」は、圧入の停止となる。圧入の停止後は、直ら   に環境省に報告した上で、環境省指示のもと適切な措置を実施する。
	が該当し、「海洋環境の保全上の障害を除去又は緩和するために実施する	に採売者に取占した上で、採売者指がりもと週別は指直を天地する。
	措置」は、圧入の停止となる。圧入の停止後は、直ちに環境省に報告し	
	た上で、環境省指示のもと適切な措置を実施する。	
P110-111	6.3 関連法規に基づく保安計画等について	6.3 関連法規に基づく保安計画等について
	(略)	(略)
	関連法規に基づく保安計画等として,本 <u>書類</u> 末に,参考資料-1:高圧	関連法規に基づく保安計画等として,本 <u>別紙-1</u> 末に,参考資料-1:高
	ガス保安法に基づく「危害予防規程」および参考資料-2:消防法に基づ	圧ガス保安法に基づく「危害予防規程」および参考資料-2:消防法に基
	く「予防規程」を示す。	づく「予防規程」を示す。

P112		
1112		
	特別規程	
	<b>ウカリ及住</b> <b>01-01</b>	
	危 害 予 防 規 程	危 害 予 防 規 程
	/a	/E 日 1 M W 任
	(案)	
	(未)	
	平成 年 月 日	平成27年10月1日
	平成 平 月 日	
		日本CCS調査株式会社
	日本CCS調査株式会社	苫小牧CCS実証試験センター
	苫小牧CCS実証試験センター	白小牧ししる突配的歌ピンクー

			改定経歴表			
	(要 領 名 称) 危害予防規程		40.	Lthoos	) 領活選実名	所管)
	制定・改定・廃止・		<u>6</u> /1	Paces	失証风釈	279-
	定期見直し				点検者	
	年 月 日 H27年10月1日	目的	主 要 事 項 届出のため新規作成	印	印	印
	H28年03月01日	改定	試運転終了および組織変更等に よる改定			
	H30年04月01日	改定	災害発生時緊急連絡体制変更等			
		予定				
					$\vdash$	
		1			1	
		-			_	
		$\vdash$			$\vdash$	
		₩			$\vdash$	_

# 8. 2 保安教育 協力会社の従業者には、保安教育計画に従い教育を実施し、又、協力会社の行う教育を指導し、保安を確保する。 第9章 **危害予防規程の制定及び変更**9. 1 作成、制定及び変更の方法 危害予防規程は、センター長が関係者と協議して作成し、センター長が制定する。 又、変更する時も同様に行う。 9. 2 届出 社長は、制定又は変更した危害予防規程を北海道知事に届け出る。 9. 3 経過の配録

的、主要事項等の事項を改定経歴表に記録する。

9.3.1 届出受理年月日 平成27年10月27日

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、制定又は変更年月日、目

### 8. 2 保安教育

協力会社の従業者には、保安教育計画に従い教育を実施し、又、協力会社の行う教育を指導し、保安を確保する。

### 第9章 危害予防規程の制定及び変更

### 9. 1 作成、制定及び変更の方法

危害予防規程は、センター長が関係者と協議して作成し、<u>苫小牧建設部長</u>が制定する。又、変更する時も同様に行う。

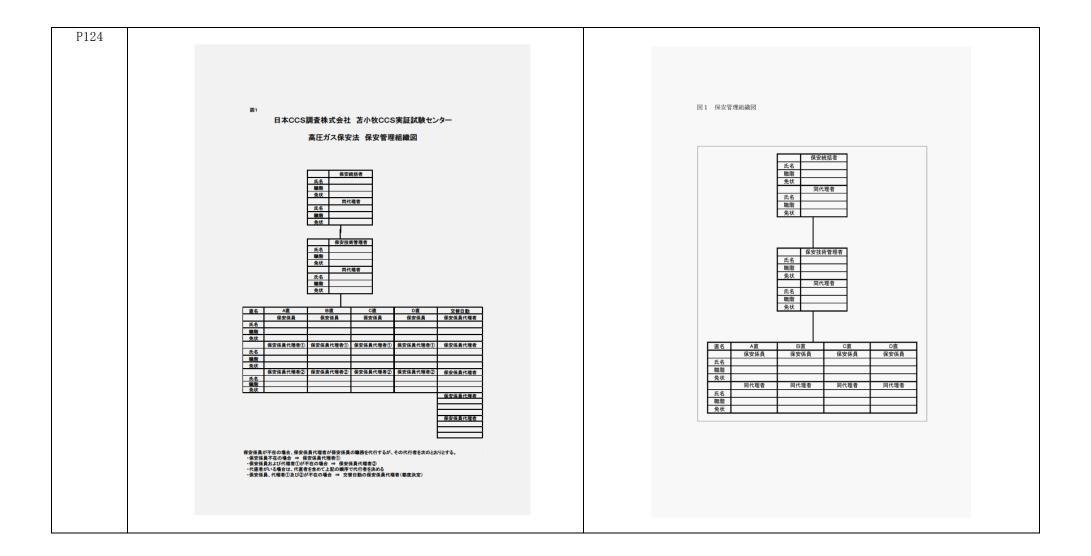
### 9.2 届出

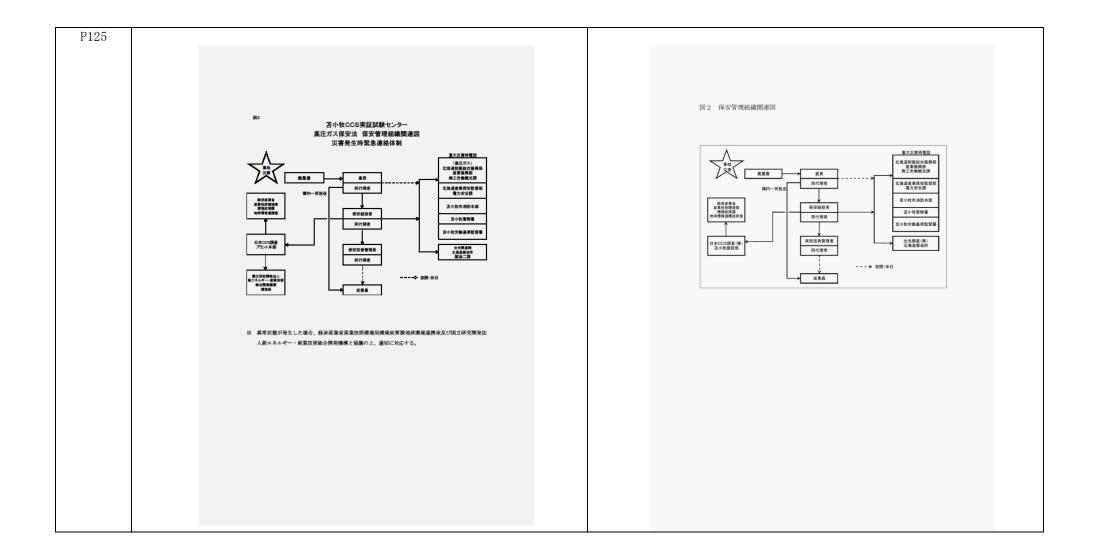
社長は、制定又は変更した危害予防規程を北海道知事に届け出る。

### 9.3 経過の記録

危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、制定又は変更年月日、目 的、主要事項等の事項を改定経歴表に記録する。

### 9.3.1 届出受理年月日 平成27年10月27日





P126			
	消防法 一般取扱所予防規程		
	(案)		
			消防法
			予 防 規 程
			J 199 194 1E
	平成 年 月 日		
	1/2 1 / 2		
	(会社名) 日本CCS調査株式会社		
	(一般取扱所名) 苫小牧CCS実証試験センター <ボイラー設備>		
	(住 所) 北海道苫小牧市真砂町12番地		
			(所 在 地) <u>北海道苫小牧市真砂町 12 番地</u>
			(会 社 名) 日本CCS調査株式会社
			(京 代 名) <u>日本CCS融資休入会代</u> (事業所名) <u>苫小牧CCS</u> 実証試験センター

P127								
P121								
			改定経歴表					
			以足胜压衣					
	(規定名称) 消防法予防規程				(所管)			
	消防法予防規程	Γ	苫	小牧 CCS 3	英証試験や	ンター		
	制定・改定・廃 止・定期見直し年							
	月日	目的	主要事項	承認者	点検者 印	作成者 印		
	H27年9月1日		認可申請のため新規作成					
	H28年3月25日	改訂	組織変更に伴う見直し等					
	H30年4月1日	76 TT	緊急連絡網変更等による改訂					
	100 - 471 1 11	予定	水心生間神及人引により収削					

P128			
1 120			
	NAT Belon N.L.		
	消防法		
	一般取扱所予防規程		
	/IXAXIX//I I PUNCE		
	目 次		
	第1章 総 則1		
	第2章 保安の役割分担		
	第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等		
	第5章 改修、補修等		
	第6章 火災、地震、津波及びその他の災害時の措置4		
	第7章 教育及び訓練		
	付則 7		
	i		
		1	

### 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、消防法第14条の2に基づき、<u>苫小牧CCS実施試験センター</u>(以下、「当 センター」という。) における危険物の取扱作業その他保安管理に関する必要な事項に ついて定め、もって火災、危険物の流出、自然災害等を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、当センターの全域及び当センターに勤務し又は出入りするすべての者に適 田する

### (漢守の義務)

第3条 当センターの従業員(以下「センター員」という。)は、この規程を遵守しなければな らない。

### (告知の義務)

第4条 センター員は、当センターに出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

### (規程の変更)

- 第5条 センター長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。
  - 2 センター長は、規程の変更を行ったときは苫小牧市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。但し、個人名等の変更については、この限りでない。

### 第2章 保安の役割分担

### (組織)

第6条 当センターにおける保安管理を円滑かつ効果的に行うため、別様式-1 「保安管理任務 分担表」の通り分担する役割を定め、当センター内の見やすい箇所に保安管理任務分担 表を掲示する。

また、交替勤務者の交代時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き 継ぐものとする。

- 2 苫小牧CCS実証試験センターの最高責任者はセンター長とする。センター長は、前項 の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事情により、不在となることを考慮し、あ らかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならな
- 3 当センターは24時間動務であり、夜間および休日におけるセンター長の職務の代行者は交代動務体制の最高責任者である直長とする。

1

### 苫小牧CCS実証試験センター予防規程

### 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、<u>苫小牧CCS実証試験センター</u>(以下、「当セン ター」という。)における危険物の取扱作業その他保安管理に関する必要な事項について定め、 もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、当センターの全域及び当センターに勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

### (遵守の義務)

第3条 当センターの従業員(以下「センター員」という。)は、この規程を遵守しなければならない。

### (告知の義務)

第4条 センター員は、当センターに出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、 遵守させなければならない。

### (規程の変更)

- 第5条 センター長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の 意見を尊重し、火災予防上支険のないように変更しなければならない。
  - 2 センター長は、規程の変更を行ったときは苫小牧市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。但し、個人名等の変更については、この限りでない。

### 第2章 保安の役割分担

### (組織)

- 第6条 当センターにおける保安管理を円滑かつ効果的に行うため、「別様式-1」のとおり役割分担 を定め、当センター内の見やすい箇所に保安管理任務分担表を掲示すること。又、交代時は、 業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。
  - 2 センター長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。
  - 3 当センターは24時間勤務であり、夜間及び休日におけるセンター長の職務の代行者は交代 勤務体制の最高責任者である直長とする。

### (センター長の責務)

第7条 センター長又は代行者は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行う とともに施設が適切に維持管理されるよう努めなければならない。

### (センター長の責務)

第7条 センター長または代行者は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切 に行うとともに施設が適切に維持管理されるよう努めなければならない。

### (危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令及び苫小牧市火災予防条例(以下、消防法令等という。) に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、保安の維持の確保に務めなければならない。

### (危険物取扱者の責務)

- 第9条 危険物取扱者は、消防法令等に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の 貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。
- 2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別をセンター内の見やすい箇所に掲示しなければならない。(別様式-1「保安管理任務分担表」参照)

### (センター員の遵守事項)

第10条 センター員は、消防法令等及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び 危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなけ ればならない。

### 第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

### (貯蔵及び取扱基準)

- 第11条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令等に定めるところによるほか、 等に次の事項に留意しなければならない。
  - (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会う。
  - (2) 危険物取扱者が不在となる場合は、危険物取扱業務は行わない。
  - (3) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しない。
  - (4) 危険物を移動タンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所に荷卸しする場合は、当センター の危険物取扱者が必ず立会い、危険物の種類、数量を確認し、作業中は、危険物の 漏れ、溢れ又は飛散しないように監視する。
  - (5) 危険物を屋外タンク貯蔵所へ注入する場合、アースに接続するとともに油種、注入量の確認をする。

### (設備機器の運転操作の基準)

第12条 当センターの設備等の運転及び操作に当たっては、作業する者はその設備等の構造及 び運転操作要領を熟知するとともに、誤操作のないよう確認して行う。

### 駐車)

第13条 センター内に自動車等を駐車させる場合は、あらかじめ指定された駐車場所に駐車しなければならない。

2

### (危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところに より、保安の維持の確保に務めなければならない。

### (危険物取扱者の青篠)

- 第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及 び取扱作業の安全を確保しなければならない。
  - 2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別をセンター内の見やすい箇所に掲示しなければならない。(「別様式-1」参照)

### (従業員の遵守事項)

第10条 センター員は、消防法令及びこの規矩を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物 取扱者が指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならな い。

### 第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

### (貯蔵及び取扱基準)

- 第11条 危険物を貯蔵し又は取扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の 事項に留登しなければならない。
  - (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会 うこと。
  - (2) 危険物取扱者が不在となる場合は、危険物取扱業務は行わない。
  - (3) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
  - (4) 危険物を移動シンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所に荷割しする場合は、当センターの危険物取扱者が必ず立会い、危険物の種類、敷量を確認し、作業中は、危険物のもれ、あかれ、又は機散しないように監視すること。
  - (5) 危険物を屋外タンク貯蔵所へ注入する場合、アースに接続するとともに油種、注入量の確認をすること。

### (設備機器の運転操作の基準)

第12条 当センターの設備等の運転及び操作に当たっては、作業する者はその設備等の構造及び運 転機作要領を熟知するとともに、誤機作のないよう確認して行うこと。

### SER()

第13条 センター内に自動車等を駐車させる場合は、あらかじめ指定された駐車場所に駐車しなければならない。

### 第4章 点検、検査及びその他の安全管理

### (危険物施設の点検)

- 第14条 危険物施設の構造及び施設等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点 検を実施しなければからない。
  - なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施 オス
  - 2 危険物施設の点検の責任者(以下、「点検責任者」という。)は危険物取扱者の中から 指名する。
  - 3 点検は毎日点検、定期点検、臨時点検とし、点検責任者の下に行う。
  - 4 点検を実施し、構造、設備等に異常を発見した場合は、点検責任者は使用禁止等の適切な処置を行い、その旨をセンター長に報告しなければならない。
  - 5 センター長は、前項の報告を受けたときには、当該異常個所の修理等を行わせなければからかい。
  - 6 センター長は、第1項の規定による点検を実施したときは、点検記録簿に点検結果を 記録し、6年間保存しなければならない。

### 第5章 改修、補修等

### (改修、補修)

- 第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行う場合は、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。
  - 2 センター長またはセンター長が指定する者は、前項の工事を行う場合、工事が安全か つ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。

### (工事責任者)

第16条 工事請負業者は工事責任者を定め、センター長に報告しなければならない。

### (連絡)

第17条 工事責任者は、センター長またはセンター長が指定する者と綿密な連携を保ち、作業 を行わなければならない。

### (工事責任者の責務)

第18条 工事責任者は、自らがこの規程を遵守して工事の監督にあたるとともに、作業員に周 知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

### (作業工程)

第19条 工事請負業者は、作業工程表を作成し、センター長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

3

### 第4章 点検及び検査その他の安全管理

### (危険物施設の直給)

- 第14条 危険物施設の構造及び施設等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を 事施しなければならない。
  - なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。
  - 2 危険物施設の点検の責任者(以下「点検責任者」という。)は、危険物取扱者の中から指名 する。
  - 3 点検は、毎日点検、定期点検、臨時点検とし、点検責任者の下に行う。
  - 4 点検を実施し、構造、設備等に異常を発見した場合は、点検責任者は使用禁止等の適切な 処置を行い、その旨をセンター長に報告しなければならない。
  - 5 センター長は、前項の報告を受けたときには、当該異常個所の修理等を行わせなければならかい。
  - 6 センター長は、第1項の規程により点検を実施したときは、点検記録簿に点検結果を記録し、3年間保存しなければならない。

### 第5章 改修、補修等

### (改修、補修)

- 第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行う場合は、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。
  - 2 センター長は、前項の工事を行う場合、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて 立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工 事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。
  - 3 センター長は、当センターの位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

### (工事責任者)

第16条 工事請負業者は工事責任者を定め、センター長に報告しなければならない。

### (連絡)

第17条 工事責任者は、センター長と綿密な連携を保ち作業を行わなければならない。

### (工事責任者の責務)

第18条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたるとともに、作業員に周知徹底を図り、 作業の安全を確保しなければならない。

### (作業工程)

第19条 工事請負業者は、作業工程表を作成し、センター長の承認を受け、工程表に従って作業を 行わなければならない。

### 火気使用許可)

第20条 作業上、火気の使用を必要とする場合は、あらかじめセンター長の許可を受けなけれ ばならない。

### (火気使用の一時禁止)

第21条 センター長は、風力、風向、気温、湿度、その他の気象条件を把握し、火災予防上必要であるときは、火気使用を制限、又は停止させることができる。

### (危険物の取扱工程又は設備等の変更管理)

第22条 危険物の取扱工程又は設備等を変更する場合は、計画段階から想定される危険要因に 対して、取扱工程又は設備は練計画部署の管理者および担当部署による事前検討を行 い、必要な安全対策を講じなければならない。また、危険物施設担当者に対して当該 変更内容による危険要因を把握させるための保安教育を実施する。

### (関係書類及び図面等の整備保管)

第23条 法に基づき設備許可された一般取扱所の施設等の位置、構造及び設備が明示された関 係書類及び図面は、分類整理して所定の場所に整理保管する。

### (記録の作成及び保存)

第24条 法令による検査、点検、その他修理又は保安、教育訓練等に関する記録は、すべて作成するものとし、6年間保存するものとする。

### 第6章 火災、地震、津波及びその他の災害時の措置

### (自衛の防災組織)

- 第25条 センター長を自衛防災隊長とし、全センター員を隊員とした自衛防災隊を編成して火 災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び實務分担は、別様式-2 「自衛防災隊編成表」のとおりとする。
  - 2 自衛防災隊長は、災害時において隊員を指揮して、人身保護、初期消火その他災害の 拡大防止の措置を行い、また、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報 守するものとする。
  - 3 隊員は、自衛防災隊長の指揮を受け、人身保護、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。
  - 4 自衛防災隊長は、別に定める別様式一3「自然災害発生時の対応要領」に基づき、地 無、律政、台風等の異常気象時におけるセンター内施設の安全を確保するために必要 な対策を構じなければならない。
  - (1) 自衛防災隊長は、津波襲来等の情報を収集し、センター員および構内の作業者等 に対し、的確に情報を提供する。
  - (2) 遊難誘導班は、津波襲来の情報を得た場合、構内のセンター員に対し、津波浸水 予想区域内からの速やかな避難誘導をする。

4

### (火気使用許可)

第20条 作業上、火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめセンター長の許可を受けなければ ならない。

### (火気使用の一時禁止)

第21条 センター長は、風力、風向、気温、湿度、その他の気象条件により、火災予防上必要であ るときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

### (危険物の取扱工程又は設備等の変更管理)

第6章 火災、地震、津波及びその他の災害時の措置

### (自衛の防災組織)

- 第23条 センター長を自衛防災隊長とし、全センター員を隊員とした自衛防災隊を編成して火災等 災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び資務分担は、「別様式-2」のとお りとする。
  - 2 自衛防災隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他災害の拡大防止の措置 を行い、又、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。
  - 3 隊員は、自衛防災隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。
  - 4 自衛防災隊長は、別に定める「別様式-5」に基づき、地震、津波、台風時等の異常気象 時におけるセンター内の施設について、安全を確保するための必要な対策を講じなければ ならない。
  - (1) 自衛防災隊長は、津波襲楽の情報を収集し、センター員及び構内の作業者等に対し、的確に情報を提供すること。
  - (2) 避難誘導班は、構内のセンター員に対し、津波浸木予想区域内からの速やかな避難誘導をすること。
  - (3) 自衛防災隊長は、施設の施錠、外部電源の遮断その他安全措置を図り、直ちにセンター 員とともに、あらかじめ指定した場所へ避難すること。
  - (4) 外出、出張等により当センター外にいたセンター員は、あらかじめ指定した場所へ避難し、津波浸水予測区域内へは立ち入らないこと。
  - (5) (1) から(4) については、津波襲来予想時間に応じた対応とすること。
  - 5 自衛防災隊長は、地震、津波、台風等の異常気象時、直ちにセンター内施設の点検を実施し、安全を確認しなければならない。

- (3) 自衛防災隊長は、施設の施錠、電源の遮断その他安全措置を図り、直ちにセンター員とともに、あらかじめ指定した場所へ游離する。
- (4) 外出、出張等により当センター構外にいたセンター員は、津波襲来の情報を得た 場合、津波浸水予測図内へは立ち入らない。
- (5) (1)から(4)については、津波対策の場合、津波襲来予想時間に応じた対応 とすること。
- 5 自衛防災隊長は、地震、津波、台風等の異常気象時、直ちにセンター内施設の点検を実施し、安全を確認しなければならない。

### (緊急時の連絡網)

- 第26条 当センターに火災等災害が発生したときに備え、別様式-4「緊急連絡網」を作成しておかなければならない。
  - 2 災害を覚知したときは、状況に応じ前項の連絡網により全センター員に連絡する。 連絡を受けたセンター員は当センターに参集しなければならない。

### (消火活動等)

- 第27条 消火活動等は次により行わなければならない。
  - (1) 火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛防災隊長の指揮の下に直ちに初期消火、外来者等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講すること。
  - (2) 危険物がセンター外に流出し、または可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周 辺地域住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力 を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。

### (地震及び津波の被害予防)

- 第28条 地震及び津波時の災害を防止するため、日常、次の事項を行わなければならない。
  - (1) 当センターの建物、その他付随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点 給
  - (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検

### (地震及び津波の発生時の措置)

- 第29条 地震及び津波が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用 を中止しなければならない。
  - 詳細は別に定める「自然災害対策要領」によるものとする。
  - 2 センター内に被害が発生した場合は、応急措置により二次災害の発生防止を図るとと もに、設備・機器の使用禁止等の措置をとる。
  - 3 再開する場合は、地震・津波の規模に拘わらず危険物施設並びに建物及びこれに付随する設備の点検を行い、安全を確認してから再開すること。
  - 4 外来者が当センター構内にいる場合、隊員は外来者への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所に遊難誘導しなければならない。

5

### (緊急時の連絡網)

- 第24条 当センターに火災等災害が発生したときに備え、「別様式-3」の連絡網を作成しておかな ければならない。
  - 2 災害を覚知したときは、前項の連絡網により全センター員に連絡し、連絡を受けたセンター員は当センターに参集しなければならない。

### (消火活動等)

- 第25条 消火活動等は、次により行わなければならない。
  - (1) 火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛防災隊長の指揮の下に直ちに初期消火、 外来者等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を課すること。
  - (2) 危険物がセンター外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域 住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めると ともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を携ずること。

### (地震及び津波の被害予防)

- 第26条 地震及び津波時の災害を防止するため、次の事項を行わなければならない。
  - (1) 当センターの建物、その他付随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点検。
  - (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検。

### (地震及び津波の発生時の措置)

- 第27条 地震及び津波が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を中 止しなければならない。
  - 2 センター内に被害が発生した場合は、応急措置により二次災害の発生防止を図るとともに、 設備・機器の使用禁止等の措置をとる。
  - 3 再開する場合は、地震・津波の規模に拘わらず危険物施設並びに建物及びこれに付随する 設備の点検を行い、安全を確認してから再開すること。
  - 4 隊員は、外来者への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所 に避難誘導しなければならない。

### (地震及び津波の発生後の措置)

- 第28条 地震及び津波が発生した場合、点検責任者は、地震の規模にかかわらず、(又は基地内への 浸水が認められた場合も含む) 建物及び設備の点検、検査を行い、異常があった場合は速 やかにセンター長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通常しなければならな い。
  - 2 センター長は、点検責任者から前項の規程により報告を受けた場合は、直ちに異常を確認 するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければならない。

### (地震及び津波に備えての準備品)

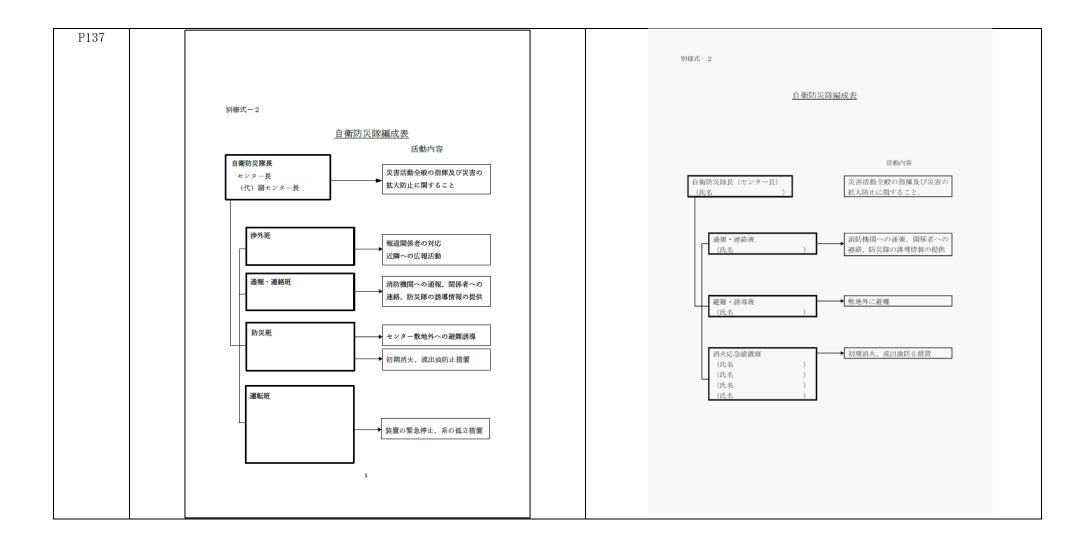
第29条 地震に備え、次の物品を常に持ち出せるよう準備しておかなければならない。

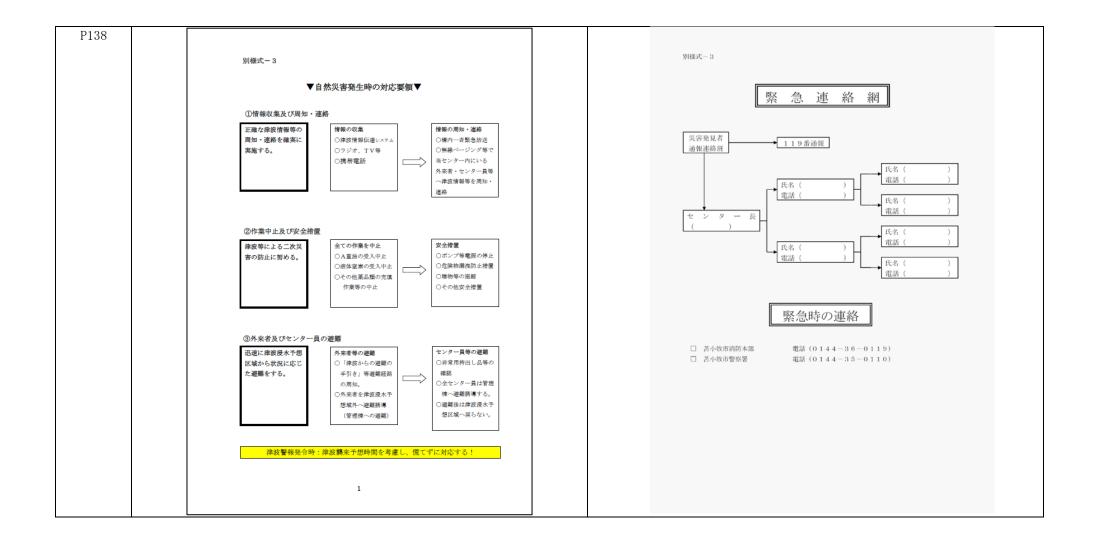
(1) 救急医薬品 (2) 懐中電灯 (3) 貴重品 (4) その他必要なもの

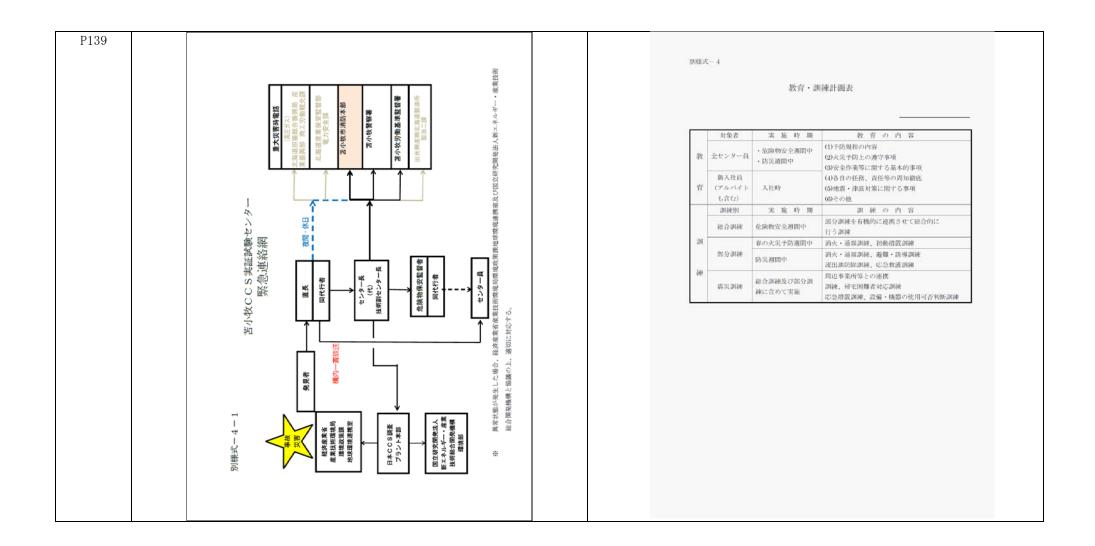
### P134 第7章 教育及び訓練 (地震及び津波の発生後の措置) 第30条 地震及び津波が発生した場合(基地内への浸水が認められた場合も含む)、点検責任 第30条 センター長はセンター員に対し、「別様式-4」により保安教育を実施しなければならない。 者は、建物及び設備の点検、検査を、別様式-5「地震および津波発生時の設備点検 2 保安教育を実施した時は、その内容を記録し3年間保存しなければならない。 表」に定める点検項目に従って行い、異常があった場合は速やかにセンター長に報告 するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。 詳細は別に定める「自然災害対策要領」による。 第31条 訓練は、総合訓練、部分訓練及び震災訓練とし、総合訓練にあっては年1回、部分訓練に 2 センター長は、点検責任者から前項の規定による報告を受けた場合は、直ちに異常を あっては年2回、震災訓練にあっては総合訓練、部分訓練に含めて「別様式-4」により 確認するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければなら 実施しなければならない。 2 訓練を実施したときは、その訓練結果を記録し、3年間保存しなければならない。 (地震及び津波に備えての準備品) 第31条 地震に備え、次の物品を常に持ち出せるよう準備しておかなければならない。 第8章 予防規程に違反した者の措置 (1) 教急医薬品 (2) 懐中電灯 (3) 貴重品 (4) その他必要なもの 第32条 センター長はこの規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させる とともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。 第7章 教育及び訓練 以上 (保安教育) 第32条 センター長はセンター員に対し、別様式-6「教育・訓練計画表」により保安教育を 実施しなければならない。 付則 2 保安教育を実施した時は、その内容を記録し6年間保存しなければならない。 第1条 この規程は、平成27年9月1日から施行する。 第33条 訓練は、総合訓練、部分訓練及び震災訓練とし、総合訓練にあっては年1回、部分訓 練にあっては年2回、震災訓練にあっては総合訓練、部分訓練に含めて、別様式-5 「教育・訓練計画表」により実施しなければならない。 2 訓練を実施したときは、その訓練結果を記録し、6年間保存しなければならない。 第8章 予防規程に違反した者の措置 第34条 センター長はこの規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止さ せるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。 6

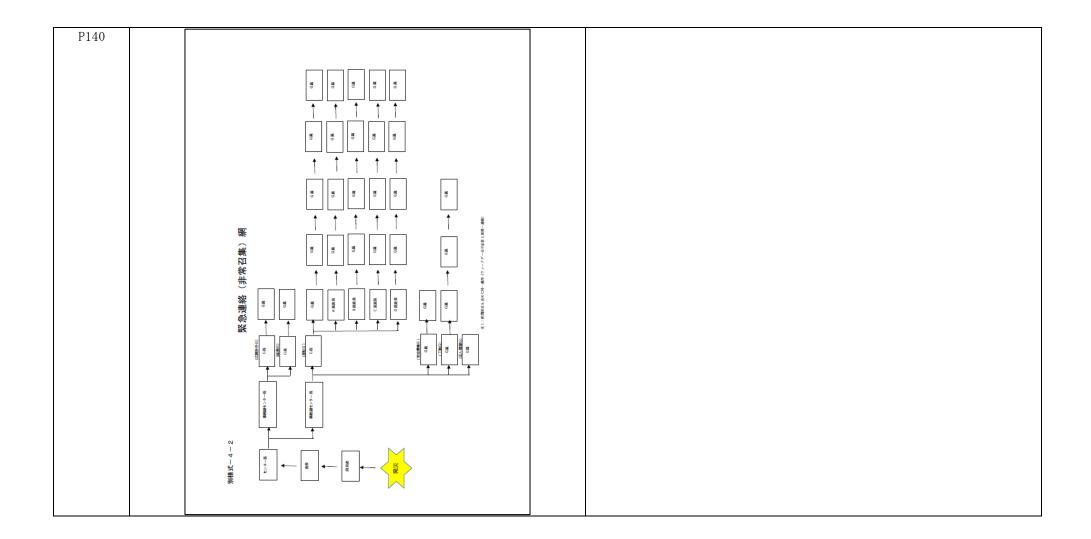
P135		
1 100		
	付則	
	(施行期日)	
	第1条 本規程は平成27年9月1日制定し、27年10月1日より実施する。	
	(作成、制定及び変更の方法)	
	第2条 本規程は、安全環境G長が関係者と協議して作成し、センター長が制定する。	
	また、変更する時も同様に行う。	
	(7.1)	
	(届出)	
	第3条 センター長は、制定又は変更した予防規程を苫小牧市に届け出る。	
	(経過の記録)	
	第4条 本規程の制定及び変更経緯を明らかにするため、次の事項を記録する。	
	<ul><li>制定又は変更年月日及び届出受理年月日</li></ul>	
	②変更経緯	
	③届出受理番号、 届出受理年月日	
	7	
L	<u> </u>	

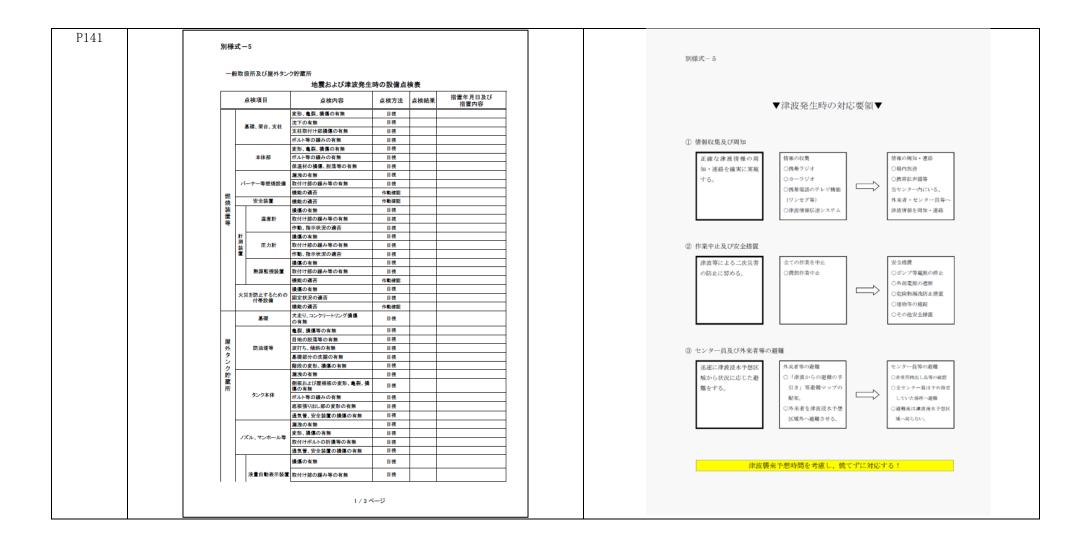
				別様式-1	
DI-LLMP-					
別様式-1				an also Monaga and Mon	
				保安管理任務分担表	
<u>保</u>	安管理任務分担表	£			
職務担当	氏 名	在・不在	備考	職務担当 氏名 在·不在 職務代行者	
概 榜 担 ヨ	氏名	住・不住	1佣-与	センター長	
センター長				危険物保安監督者	
				危険物取极者	
危険物保安監督者				危険物取扱者	
代行者				危険物取扱者	
				危 膜 物 取 扱 者 危 腱 物 取 扱 者	
危険物取扱者(A直)				センター員	
代行者				センター員	
危険物取扱者(B直)				センター員	
代行者				センター員	
危険物取扱者 (C直)					
代行者					
危険物取扱者 (D直)					
代行者					
点検責任者 (A直)					
点検責任者 (B直)					
点検責任者 (C直)					
点検責任者 (D直)					
	+	-			
	1				











1.10								_	
142	別様	一定	5						
	-	般取扱	所及び屋外タン		nt	<b>₩</b> =			
				地震および津波発生		1	措置年月日及び		
		À	検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置内容		
				作動、指示状況の適否	作動確認				
		81		損傷の有無	目視				
		装置		取付け部の緩み等の有無	目視				
		-		作動、指示状況の適否	作動確認				
				損傷の有無	目視				
				取付け部の緩み等の有無	目視				
		H		作動、指示状況の適否 漏洩の有無	作動確認目視				
		<b>K</b> D							
	外夕		配管 (可携部を含む)	変形、損傷の有無	目視目視				
		1		地面との難隔状況					
	貯蔵	ルブ等(含む		漏洩の有無	目視				
	所	市むボ	パルブ、フランジ等		目視				
		7		バルブ開閉機能の適否	目視				
		9		フランジボルトのゆるみ等の有無	目視	-			
			ラック、サポート	固定状況の適否	目視				
		Н		変形、損傷の有無	目視				
				漏洩の有無	目視				
				変形、損傷の有無	目視				
		#	ポンプ	異音、異常振動、異常発熱の有無	目視				
		ンプ		ポンプ据付基礎の亀裂、損傷の有無					
		備		固定ボルトの緩み等の有無	目視				
		1		アース断線の有無	目視				
			床、油分離装置	変形、亀裂、損傷の有無	目視				
		Ш		滞油の有無	目視				
		<b>高2 李</b> A		変形、損傷の有無	目視				
		コンセ	シア、田の田田寺	固定状況の適否	目視及び				
				機能の適否	目視及び 作動確認				
				2/3~	ニージ				

43	pu+to	i→ =				
	別相	式-5				
	-	般取扱所及び屋外タン				
			地震および津波発生	検表		
		点検項目	点検内容		点検結果	措置年月日及び 措置内容
			変形、損傷の有無	目視		
	電気	照明機器及びその他の 電気機器	固定状況の適否	目視		
	設備	電気機器	配線結合部の緩み等の有無	目視		
			機能の適否	作動確認		
			断線の有無	目視		
		アース、避雷設備	配線結合部の緩み等の有無	目視		
			接地抵抗値の適否	接地抵抗計によ る測定		
			制御系計器の損傷の有無	目視		
			制御盤の固定状況の適否	目視		
		制御装置等	制御系の機能の適否	作動確認または シーケンス試験 による		
			監視設備の機能の適否	作動確認		
			警報設備の機能の適否	作動確認		
		消火設備	位置、設置数、外観異常の有無 損傷の有無	目視目視		
		警報設備	機能の適否	作動確認		
			基礎部分の亀裂、沈下等の有無	目視		
		管理棟及びその他建屋	外壁、窓、屋根部等の損傷の有無	目視		
			建屋内への浸水による異常の有無	目視		
		その他				
			3/3~	03		
			3/3~	>		

144										
	別榜	载一 6								
		教育・訓練計画表								
		対象者	実 施 時 期	教育の内容						
	都	全センター員	・危険物安全週間中 ・防災週間中	(1)予防規程の内容 (2)火災予防上の遵守事項 (3)安全作業等に関する基本的事項						
		新入社員	入社時	(4)各自の任務、責任等の周知徹底 (5)地震・津波対策に関する事項 (6)その他						
		訓練別	実 施 時 期	訓練の内容						
		総合訓練	危険物安全週間中	部分訓練を有機的に連携させて総合的に 行う訓練						
	訓		春の火災予防週間中	消火・通報訓練、初動措置訓練						
	斜	部分訓練	防災週間中	消火・通報訓練、遊難・誘導訓練 流出油防除訓練、応急救護訓練						
		震災訓練	総合訓練及び部分訓練に含めて実施	近隣事業所等との連携 訓練、帰宅困難者対応訓練 応急措置訓練、設備・機器の使用可否判断訓練						
	#2.f		実施した時は速やかに記 ・訓練記録表」に記載す	・ 記録を作成し、3年間保管すること。 ける。						
				1						
				-						

P145								
		教	育・訓練記録表	センター長 点検 担当				
		教育・訓練名	教育・訓練区分	□教 育 □訓 練				
		多(日·訓練/日	教育・訓練名					
		実施年月日	実施年月日	平成 年 月 日()				
		<b>大爬牛</b> 月日	時 間	時 分 ~ 時 分				
		講師	社 内					
		n <del>ts</del> pit	社 外					
		参加者		al. o				
		【内 容】		計 名	4			
		【所感】						
		【上司コメント】			7			
					_			
				2				
				-				